

社会福祉法人国立保育会
石神井公園こぐま保育園

重要事項説明書

石神井公園こぐま保育園重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人国立保育会
代表者氏名	常松大介
法人の所在地	東京都国立市北2丁目30番1号
法人の電話番号	042-572-2717
定款の目的に定めた事業	保育所の経営（11ヶ所） 一時預かり事業の経営

2 事業の目的

石神井公園こぐま保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

3 運営の方針

<保育理念> かけがいのない命をはぐくむ場

- ◆家庭や地域社会との連携を図り、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する。
- ◆養護と教育が一体になって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ◆地域における子育て支援の役割を積極的に担っていく。

4 施設の概要

施設名称	石神井公園こぐま保育園
施設所在地	練馬区石神井町3丁目30番18号
認可年月日	平成27年4月1日
電話番号	03-3904-4100
施設長の氏名	大川和泉
利用定員（年齢別）	0歳0名 1歳8名、2歳11名 ※年度により変更あり
職員の人数	7名
実施する保育事業の種類	小規模保育事業A型基本保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	法人が実施する研修、区が実施する保育従事者研修、外部研修への積極的参加
連携施設	施設名：石神井町さくら保育園 施設所在地：練馬区石神井町7-25-45 連携内容：設備の利用及び保育に関する助言
嘱託医	吉川秀樹

5 開所日・開所時間および休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時30分から18時30分まで
保育標準時間	7時30分から18時30分まで
保育短時間	8時30分から16時30分
保育時間利用者 延長保育時間	7時30分から8時30分 16時30分から18時30分まで
休所日	12月29日から翌年1月3日まで、日曜日、祝休日

6 施設設備の概要

敷地	民有地を借地 面積 (160.49 m ²)	
建物	鉄筋コンクリート造 4階建ての1階 延べ床面積 (686.04 m ²)	
施設の内容	乳児室・ほふく室 : 1室 25.39 m ²	調理室・調乳室 7.10 m ²
	保育室・遊戯室 : 1室 40.20 m ²	
	幼児用トイレ 2個	医務室 (兼事務室) 23.59 m ²
設備の種類	冷暖房、二重サッシ、非常通報設備	
安全保障	乳幼児賠償責任保険加入	
その他	屋外遊戯場 m ² (代替場所 : 子育て地蔵遊び場 m ²)	

7 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士1人			
保育従事職員	4人	保育士4人	2人	保育士2人	
調理員	1人	調理士1人	0人	0人	法人内より派遣
事務員	0人				

※ 開所時間内には、必ず複数の保育従事職員を配置 (児童数に応じて加配) し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育に当たります。

8 保育の内容

当施設は、保育所保育指針 (平成29年3月31日厚生労働省告示117号) を踏まえ、以下の最善の利益の保育を行います。

(1) 社会的責任

- ・子どもの人権を守る。
- ・地域社会との交流を図り、保護者や地域社会に保育内容の説明責任を果たす。
- ・個人情報を適切に取り扱い、苦情解決の責任を果たす。

(2) 保育の方法

- ・1歳児から2歳児までの子ども一人ひとりの発達の連続性を大切にし、主体的に活動できる保育を行う。
- ・友だちの中で、養護と教育が一体となった保育を行う。

(3) 保育計画

年齢	年間目標
0歳児	*保育者との関わりの中で基本的な生活習慣を養う。(0歳児受け入れがある場合)
1歳児	*安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	*保育者や友だちと様々な経験をすることで、生活習慣の自立を目指す。
その他 (年間行事等)	<p>年間行事予定 (実施月は予定です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園式 (4月) ・こどもの日 (5月) ・七夕の日 (7月) ・引取り訓練 (9月) ・クリスマスの日 (12月) ・節分の日 (2月) ・ひな祭りの日 (3月) ・大きくなったね会 (3月) ・その他 (調理保育、保護者会、個人面談、保育参観 など) <p>毎月の予定</p> <p>避難訓練、誕生日会 (誕生日がいる月に実施)</p> <p>健康診断など</p> <p>0歳児健診 (月1回) (0歳児受け入れがある場合)</p> <p>定期健康診断 (年2回)</p> <p>歯科検診 (年1回)</p> <p>身長・体重計測 (毎月)</p>

9 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール (めやす)

	0歳児(受け入れがある場合)	時間帯	1～2歳児
8:30	順次登園(おはようございます) 健康観察・検温 室内あそび・睡眠	7:30	順次登園 (おはようございます) 健康観察 室内あそび
9:30	水分補給 外遊び(お散歩)・外気浴・活動	9:30	水分補給 外遊び(お散歩)・活動
10:30	離乳食 室内あそび 午睡準備 午睡	11:15	食事 午睡準備 午睡
14:30	目覚め 離乳食 降園準備 室内あそび	14:30	目覚め おやつ 降園準備 室内あそび
16:30	お迎えでさようなら	16:30	お迎えの順にさようなら
		延長保育 18:30	

※年齢や季節などにより、生活時間が異なります。

(2) お散歩のコース

隣接する子育て地蔵遊び場や近隣のもちのき公園などにお散歩に行きます。

行先は、利用乳幼児の年齢や体調に合わせて毎日変わります。

10 給食等について

提供方針	* 季節の食材を取り入れ、安心して食べられ、丈夫なからだづくりを助ける給食の提供に努めていきます。
提供方法	* 自園調理
昼食・おやつ	* 保護者の方へは、前月末頃に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	<p>* 食物アレルギーのあるお子様は、かかりつけ医からの指示書を提出して頂き、除去食を提供していきます。継続の必要な方は、医師の指示により、3ヶ月～1年に1回再提出して頂きます。</p> <p>[誤食を防ぐために]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 献立表に除去するものを明記します。 2. 給食室、保育室でチェックを行い、提供します。 3. 個人用トレーを使い、専用の食器にしています。 <p>※多数の職員でかかわるため、周知徹底するためです。お子様には十分配慮していきます。</p>
衛生管理等	<p>* 衛生管理マニュアルおよび、法人で作成した衛生管理マニュアルに基づき、安全な食事の提供を行っています。</p> <p>* 調理員および保育従事者は、毎月細菌検査（検便）を行っています。</p>

11 入所時に必要な書類等

- (1) 練馬区保育実施条例施行規則第3条第5項に規定する「保育利用あっせん通知書」
- (2) 練馬区子ども・子育て支援法に基づく支給認定事務取扱規則第4条第3項に規定する「支給認定証」
- (3) 児童票
- (4) 個人情報承諾書
- (5) 入園前健康診断書

12 当施設と保護者との連絡について

- (1) 当施設での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために、連絡帳を活用します。
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

13 保護者の方が用意するもの
別紙参照

14 保護者会

年に2回程度開催する予定です。当園からは行事やできごと、お子様たちの成長の様子などに関する事についてお知らせします。また、保護者同士の意見交換の場、保護者の皆様のご意見をいただく場としています。

15 健康診断等について

(1) 健康診断

年に2回、嘱託医が健診をします。健診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び、けんこうのきろくに記載します。

(2) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。測定の結果については、けんこうのきろくに記載し、保護者の方にお知らせします。

※ その他、お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

16 料金

(1) 基本保育料 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条第1項に基づき区が定める利用者負担額を、基本保育料として当施設にお支払いいただきます。

※ おやつ代、昼食代は基本保育料に含まれます。

(2) 延長保育料 朝 7時30分から8時30分 月極 4000円 スポット利用 400円
夕① 16時30分から17時30分 月極 4000円 スポット利用 400円
夕② 16時30分から18時30分 月極 8000円 スポット利用 800円

(3) 中途退所の取扱い（料金の精算）

つぎの場合は、原則として退所を予定している月の前月末日までに当施設へ退所届を提出してください。

① 練馬区から他の自治体または国外へ転出するとき

② 保護者または利用乳幼児の事情で当施設を中途退所するとき（区への転園申請に基づく利用施設の変更は除きます。）

※ 期日までに退所届の提出がない場合は、提出月までの基本保育料を当施設にお支払いいただきます。

17 支払方法

以下の中から、ご希望の支払方法を選んでお知らせください。

(1) 口座振替払

(毎月 日に引落とし。指定口座 銀行 支店・口座番号)

18 利用の開始および終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- * お子様の満3歳の誕生日が属する年度の末日を迎えたとき
- * 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- * その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

19 支給認定区分・住所等の変更について

保護者の転勤・転職や勤務内容の変更、練馬区内での引っ越しなど、家庭状況に変更があったときは「保育給付支給認定変更申請書兼支給認定変更届」および添付資料を提出してください。

【配布先】 変更届の様式は、当施設でお渡ししています。また、保育課保育認定係、光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所の相談係などで配布されているほか、練馬区のホームページでもダウンロードできます。

【提出先】 保育課保育認定係または光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所の相談係（当施設では受付できません。）

※ 必要な添付資料の詳細や提出期限などは、区が発行する「在園ハンドブック（仮称）」を参照してください。

20 施設の利用に際し留意していただきたいこと

欠席するとき 登園の時間が遅れるとき	当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の9:00までにご連絡をお願いします。
お迎えが遅れるとき	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、16時30分までにご連絡をお願いします。
毎朝の体温などの確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	医師が記入した診断書「登園許可書」が必要な感染症、医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症、当園届は必要ないが、医師の診断および、治療が必要な感染症があります。 (別紙参照)
発熱しているとき	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
与薬について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として園での投薬はできません。お子様に持たせないでください。保育園に通っていることをかかりつけ医に話し、極力園での使用がないようにご協力をお願いします。 2. アレルギー疾患や慢性疾患等で定時内服など、どうしても必要な薬はご相談ください。 3. ひきつけ経験のある方は、園で発熱した時の対策案をかかりつけ医とご相談ください。熱性けいれん予防のための座薬が必要な場合は、お預かりします。 4. 溶連菌感染症の場合、必要な期間、昼1回分ずつのみお預かりします。 5. 外用薬(ぬり薬、目薬など)いずれも、医師の提示によるものに限ります。医師が記載した薬の依頼書を提出してください。
随時に延長保育が必要なとき(スポット利用)	夕方の延長保育は当日の16時まで、朝の延長保育は前日の17時までにご連絡をお願いします。
送り迎えのとき	<p>* 自転車は、当施設の駐輪スペースに整列して駐輪し、隣接する住宅の前や道路にはみ出さないようご注意ください。</p> <p>* 施設周辺での長時間の立ち話などをご遠慮ください。</p> <p>* 道路に面しておりますので、お子様から目を離さず、安全に留意してください。</p>

21 賠償責任保険の加入

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	1事故 10億円 1名につき 2億円

22 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

《指定した緊急連絡先・かかりつけ医》

連絡順位	氏名	お子様との間柄	連絡先名称 (社名・部署など)	連絡先
1				
2				
3				
かかりつけ医	医院名	所在地		電話
	医院名	所在地		電話

※連絡先等の指定内容を転記し、変更があった場合は速やかに当園へご連絡ください。

- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

囑託医	よしかわこどもクリニック 院長 吉川秀樹 練馬区石神井町 6-15-8 2F (当施設から徒歩 1分) 電話 03-5923-7373
救急隊	管轄消防署：石神井公園消防出張所 練馬区石神井町 2-16-1 電話 03-3904-0119
警察署	管轄警察署：石神井警察署 練馬区石神井町 6-17-26 電話 03-3904-0110

23 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	消防署 防火管理者 氏名：大川和泉 5年 5月 1日届出
避難訓練	火災および地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	第1避難場所：石神井中学校 第2避難場所：石神井公園

24 虐待防止のための措置

当施設は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、施設長を責任者とし、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

25 保育内容に対する相談・苦情

(1) 石神井公園こぐま保育園 相談・苦情担当

受付担当者	氏名 大場朋子 主任 電話 03-3904-4100
解決責任者	氏名 大川和泉 園長 電話 03-3904-4100
第三者委員	氏名 松淵昴、稲垣幸子
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

(2) 当施設以外に、練馬区の保健福祉サービス苦情調整委員制度があります。

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階

電話 03(3993)1344

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日を除く）

石神井公園こぐま保育園における保育の提供の開始にあたり、本書面に基
づいて重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人国立保育会 石神井公園こぐま保育園 施設長 大川和泉

私は、本書面に基づいて石神井公園こぐま保育園の利用にあたっての重要
事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

㊦

保護者住所

保護者氏名

㊦